

(別紙)

自治体からの意見（その他の内容）

意見	意見に対する考え方
①法の厳格な適用及び調査により収集した個人情報の保護についての意見	
○ 「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に掲げる「法に基づく措置を行うに当たっての留意事項」を遵守すること。住民の基本的人権やプライバシー権などの自由や権利を尊重するとともに、個人情報の保護による厳格な情報管理を徹底し、土地等の所有者の国籍のみをもって法に基づく措置を差別的に適用することはしないこと。	重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施するとともに、国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に運用してまいりたい。 また、個人情報の保護については、法及び基本方針並びに内閣府のセキュリティポリシーにのっとり、万全を期していく。 なお、基本方針において「土地等の所有者の国籍のみをもって、法に基づく措置を差別的に適用することはない」こととしており、この趣旨にのっとり適切に対応してまいりたい。
②法に基づく措置の実施状況の公表に係る意見	
○ 基本方針を踏まえ、法に基づく勧告及び命令等の措置や調査の実施状況については、運用の透明性を確保する観点から、個人情報等に配慮した上で、住民等に伝わるよう情報を分かりやすくまとめ、広く公表すること。	基本方針において、法に基づく勧告及び命令等の実施状況については、運用の透明性を確保する観点から、毎年度、これらの概要を取りまとめたうえで、広く国民に対して公表することとしており、当該趣旨を踏まえ適切に運用してまいりたい。 なお、法に基づく勧告及び命令等の措置や調査の実施状況については、内閣府のホームページに公表している。
③住民への情報提供、周知、住民説明会に関する意見	
○ 住民の暮らしに不安や混乱を招かないため、法の趣旨や対象区域、調査・規制の枠組み等に関する情報を、住民等へ効果的かつ継続的に発信すること。 ○ 住民等からの意見や質問について、丁寧かつ真摯に対応し、コールセンターの積極的な周知に加え、必要に応じ住民説明会を開催するなど、地域住民からの問合せに十分に対応すること。	重要土地等調査法に基づく措置を着実に実施していくためには、法の趣旨や制度についての周知・広報が重要であることから、内閣府のホームページやリーフレットにおいて、法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について掲載している。 また、関係地方公共団体や関係業界団体等の協力も頂き、リーフレットの配布、広報誌やチラシ

	などを活用しているほか、令和6年6月26日より内閣府のホームページにおいて、「重要土地ウェブ地図」を公開している。 加えて、コールセンターにて地域住民や事業者の方々からの個別の問合せにも対応している。 こうした取組を引き続き展開し、更なる周知・広報の充実に取り組み、国民の理解が一層深まるよう尽力してまいりたい。 なお、これらにより地域住民や事業者の方々の質問等に対応できることから、住民説明会の実施は考えていない。
④社会経済活動への影響等に係る意見	
○ 指定区域内における不動産取引等の社会経済活動に支障を来すことがないよう、十分な配慮を講じること。	重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に対応してまいりたい。
⑤区域指定の必要性に係る意見	
○ 当該土地を注視区域として指定する必要性を明確に示すこと。	区域指定の必要性等については、法及び基本方針に記載しているとおりであり、例えば基本方針第2の2においては、周囲を注視区域として指定する防衛関係施設として、①部隊等の活動拠点となる施設、②部隊等の機能支援を行う施設、③装備品の研究開発等を行う施設及び④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設である旨お示ししている。 当該土地の区域指定の必要性等については、第10回土地等利用状況審議会資料で示しているとおりである。
⑥区域指定の解除等に係る意見	
○ 重要施設の移設や整理等により注視区域として指定する事由がなくなった場合又は指定すべき注視区域の範囲が縮小する場合は、速やかに注視区域の指定の解除又はその区域の変更を行うこと。	区域指定の事由となる重要施設の移設や返還、敷地の縮小等により区域が変更となる場合は、法及び基本方針に照らして適切に評価したうえで、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとしている。